

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第2区分
 【発行日】令和5年11月6日(2023.11.6)

【公開番号】特開2023-142414(P2023-142414A)
 【公開日】令和5年10月5日(2023.10.5)
 【年通号数】公開公報(特許)2023-188
 【出願番号】特願2022-49324(P2022-49324)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04(2006.01)

A 6 3 F 7/02(2006.01)

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 0 1 B

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

10

【手続補正書】

【提出日】令和5年10月26日(2023.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1面部と第2面部とを有する基板を備え、

前記基板の前記第1面部には、複数の抵抗部品を含む複数種類の部品が実装され、

前記複数の抵抗部品は、所定の抵抗部品と特定の抵抗部品を含み、

前記複数の抵抗部品は、複数のリード線をそれぞれ有し、

前記複数の抵抗部品は、複数のリード線の一部が前記基板の前記第2面部から突出した状態で、複数のリード線が前記基板に半田付けされており、

30

前記所定の抵抗部品の複数のリード線の前記第2面部から突出した部分は、前記第2面部に垂直な方向に対し各々傾斜しており、

前記特定の抵抗部品の複数のリード線の前記第2面部から突出した部分は、前記第2面部に垂直な方向に対し各々傾斜しており、

前記所定の抵抗部品と前記特定の抵抗部品が隣り合って前記基板に実装されており、

前記所定の抵抗部品の前記第2面部から突出した部分の複数のリード線の傾斜の態様と、

前記特定の抵抗部品の前記第2面部から突出した部分の複数のリード線の傾斜の態様は略同一であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

40

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明に係る遊技機は、第1面部と第2面部とを有する基板を備え、前記基板の前記第1面部には、複数の抵抗部品を含む複数種類の部品が実装され、前記複数の抵抗部品は、所定の抵抗部品と特定の抵抗部品を含み、前記複数の抵抗部品は、複数のリード線をそれぞれ有し、前記複数の抵抗部品は、複数のリード線の一部が前記基板の前記第2面部から突出した状態で、複数のリード線が前記基板に半田付けされており、前記所定の抵抗部品の複数のリード線の前記第2面部から突出した部分は、前記第2面部に垂直な方向に対し

50

各々傾斜しており、前記特定の抵抗部品の複数のリード線の前記第2面部から突出した部分は、前記第2面部に垂直な方向に対し各々傾斜しており、前記所定の抵抗部品と前記特定の抵抗部品が隣り合って前記基板に実装されており、前記所定の抵抗部品の前記第2面部から突出した部分の複数のリード線の傾斜の態様と、前記特定の抵抗部品の前記第2面部から突出した部分の複数のリード線の傾斜の態様は略同一であることを特徴とする。

10

20

30

40

50